



らっきょうの収穫



平成19年度担い手視察：愛媛県内子フレッシュパークからり

目次

- 第57回通常総代会理事長挨拶… 2
- 第57回通常総代会開催…………… 3
- 平成18年度決算
- 平成18年度財産目録…………… 4
- 平成20年度予算
- 平成20年度の組合費について… 5
- 地区除外の取り扱いについて… 6



理事長
西村 勝義

第57回 通常総代会開会挨拶

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、第57回の通常総代会を開催しましたところ、来賓として松本北栄町長様、県大規模基盤整備室の前田室長様、浅川副主幹様には、公務ご多忙の中おいでいただき、総代会に花を添えていただきまして厚く御礼申し上げます。

また、改良区の運営並びに事業推進に一方ならぬご指導ご鞭撻ご援助をいただいておりますこと誠にありがたく重ねて御礼申し上げます。今後ともよろしくお願い致します。

総代の皆様には本日ご多忙の中を多数のご出席を頂きありがとうございます。日頃より本改良区の運営並びに事業につきましてご尽力ご協力を頂戴してありましてありがとうございます。わが改良区も多くの方々のご指導、ご援助、ご協力に依り大過なく運営並びに事業推進を行ってきておるところであります。

さて、待望久しかった県営畑総事業ではありますが、平成12年度から事業が開始され、平成19年度には管路の更新がすべて終わり、永年にわたる事業ではありますが、平成20年度には全地区完了の運びとなりました。これもひとえに総代の皆様をはじめ、組合員の皆様のご協力のおかげだと感謝しております。

平成8年頃から漏水が頻繁に起こり、多いときには年間60件以上の漏水がありました。こういった事故がなくなる事により、改良区の維持管理費が軽減され、本改良区の使命でもあります農業基盤の整備及び開発を図り農業の生産性の向上、生産の増大、農業構造の改善に資すると云う目的達成のため、心して充分なる業務展開をしてまいりたいと思っております。

しかし、畑地につきましては、遊休農地が年々増加し、砂丘地では約1割の60haの遊休農地となっております。せっかく多額の費用をかけて施設更新をしましても水を使って頂かなければ意味がありません。何とか昔のように全地域耕作するような畑に戻せないかと思っております。

昨年は天候不順等により主要な作物の価格が低迷しました。農家の皆さんは大変お困りになっておられる訳ですが、何とか今年は販売価格が上がり良い年になるように願っております。幸いに中国産野菜の農薬問題により、国内生産の野菜等が見直されて販売価格も上昇していくと期待しております。砂丘農業振興のために今後とも皆様のご尽力、ご協力をお願いするものでございます。

終わりにになりましたが、平成19年度の慶弔のご報告を致します。

昨年12月に山田則吉代表理事が永年にわたる功勞により県土連会長表彰を受賞されました。誠におめでとうございました。

訃報につきましては、元理事で功勞表彰を受賞された方々です。北尾の磯江伸寿さん、西園の穂山征隆さん、西園の田中貢さんです。皆様と共に哀悼の意をあらわしたいと思います。

本日は24議案を提案しております。このたびは理事定数削減を提案し、付帯した規程も変更するよう提案しております。定款変更は重要案件ですので3分の2以上の賛成が必要となります。どうか十分なるご審議を頂きまして、原案どおり可決承認して頂きますようお願いいたしまして、簡単でございますが開会のご挨拶と致します。



第57回 通常総代会開催

平成20年3月26日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、松本北栄町長、大規模基盤整備室 前田室長、同室 浅川副主幹のご臨席を賜り、第57回通常総代会を開催しました。

総代51人（定数65人、出席率78%）の出席をいただき、議長には北栄町江北の浜本正二総代が選出され、提出された24議案を原案どおり可決決定し午後3時30分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成18年度決算及び平成20年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成18年度 一般会計決算》

(収入)

(支出)

科 目	決 算 額	付 記	科 目	決 算 額	付 記
1 組 合 費	151,872,985円	経常賦課金、特別賦課金	1 事 務 費	26,361,673円	事務費、総代会費
2 助 成 金	7,545,987	町補助金他	2 事 業 費	17,400,163	適正化事業他
3 財 産 収 入	24,910	預金利息	3 負 担 金	59,835,500	畑総事業、県土連負担金
4 使用料手数料	139,280	施設使用、手数料	4 維 持 管 理 費	36,478,873	揚水管理費 他
5 繰 入 金	23,450,860	特別会計から経常費他繰入	5 償還金及び利子	110,374,226	ほ場整備、畑総、平準化償還
6 長期借入金	59,578,000	畑総事業、平準化事業費	6 繰 出 金	5,300,997	職員退職給与金他
7 雑 収 入	6,780,713	道路売却費・移転補償費他	7 諸 費	2,963,999	賦課金徴収手数料他
8 維持管理適正化事業	5,670,000	県土連事業交付金	8 予 備 費	0	
9 事業推進費	3,600,000	畑総ソフト事業			
10 繰 越 金	354,103	前年度繰越金			
合 計	259,016,838		合 計	258,715,431	

差引残額 301,407円は翌年度に繰越

《平成18年度 決済金特別会計決算》

(収入)

(支出)

科 目	決 算 額	付 記	科 目	決 算 額	付 記
1 決 済 金	13,775,730円	31ha農振外地区除外	1 繰 出 金	24,133,015円	一般会計繰出金
2 雑 収 入	145,377	預金利息 他	2 繰 越 金	164,762,496	次年度繰越金
3 繰 越 金	174,974,404	前年度繰越金			
合 計	188,895,511		合 計	188,895,511	

《平成18年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)

(支出)

科 目	決 算 額	付 記	科 目	決 算 額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000,000円		1 退 職 給 与 金	0円	
2 雑 収 入	3,674	預金利息	2 繰 越 金	16,707,632	次年度繰越金
3 繰 越 金	12,703,958	前年度繰越金			
合 計	16,707,632		合 計	16,707,632	

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますので、漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。
(電話0858-36-2004)



《平成18年度 財産目録》

平成19年5月31日調整

摘 要	金 額	摘 要	金 額
【資 産】	円	【負 債】	円
流動資産	10,892,806	長期負債	547,144,423
（1）現金及び預金	301,407	（1）農林漁業金融公庫（ほ場整備事業）	0
（2）未収賦課金	10,591,399	（畑地帯総合整備事業）	509,694,423
特定資産	181,470,128	（2）鳥取中央農業協同組合北条支所	
（1）職員退職給与積立金見返預金	16,707,632	（償還平準化事業）	37,450,000
（2）転用決済金積立金見返預金	164,762,496	（かんがい排水事業）	0
基本資産	8,000	積立金	181,470,128
（1）鳥取中央農業協同組合出資金	8,000	（1）職員退職給与引当金積立金	16,707,632
固定資産		（2）転用決済金積立金	164,762,496
宅地(改良区事務所敷地) 638㎡			
ため池・水槽(下神、由良西浜、江北) 5,695㎡			
雑種地(揚水機場用地・ボックス等) 2,591㎡			
道 路 382,435㎡			
水 路 6,101㎡			
資 産 合 計	192,370,934円	負 債 合 計	728,614,551円

《平成20年度 一般会計予算》

(収 入)

(支 出)

科 目	決算額	付 記	科 目	決算額	付 記
1 組 合 費	111,325千円	經常賦課金、特別賦課金	1 事 務 費	24,692千円	事務費、総代会費
2 助 成 金	7,000	町補助金	2 事 業 費	11,140	維持管理適正化事業 他
3 財 産 収 入	5	預金利息	3 負 担 金	23,730	畑総事業、県土連負担金
4 使用料及び手数料	86	土地使用料、手数料 他	4 維 持 管 理 費	36,100	揚水管理費 他
5 繰 入 金	13,187	特別会計から經常費他繰入	5 償還及び利子	58,335	ほ場整備平準化、畑総
6 長期借入金	23,625	畑総事業	6 繰 出 金	6,067	職員退職給与金 他
7 雑 収 入	203	過年度未収金 他	7 諸 費	2,137	賦課金徴収手数料 他
8 維持管理適正化事業	5,670	県土連事業交付金	8 予 備 費	400	
9 事業推進費	1,400	畑総ソフト事業			
10 繰 越 金	100	前年度繰越金			
合 計	162,601		合 計	162,601	

《平成20年度 決済金特別会計予算》

(収 入)

(支 出)

科 目	決算額	付 記	科 目	決算額	付 記
1 決 済 金	2,069千円	一般会計より繰入	1 繰 出 金	13,857千円	一般会計繰出金
2 雑 収 入	600	預金利息 他	2 繰 越 金	145,284	次年度繰越金
3 繰 越 金	156,472	前年度繰越金			
合 計	159,141		合 計	159,141	

《平成20年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収 入)

(支 出)

科 目	決算額	付 記	科 目	決算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000千円		1 退 職 給 与 金	1千円	
2 雑 収 入	60	預金利息	2 繰 越 金	24,770	次年度繰越金
3 繰 越 金	20,711	前年度繰越金			
合 計	24,771		合 計	24,771	

☆平成20年度の組合費について☆

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費（前期）	平成20年7月1日～7月31日
2期	維持管理費（後期）	平成20年8月1日～9月1日
3期	畑地帯総合整備事業特別負担金（前期）	平成20年9月1日～9月30日
4期	畑地帯総合整備事業特別負担金（後期）	平成20年10月1日～10月31日
5期	ほ場整備事業特別負担金	平成20年11月1日～12月1日

◇徴収金額（10アール当り）

イ	維持管理費	8,800円（前期4,500円・後期4,300円）	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別負担金		事業完了年度から16年間 （1年据置）
	下北条地区	7,370円（前期3,700円・後期3,670円）	
	下北条地区(松神暗渠)	9,060円（前期4,560円・後期4,500円）	
	大栄地区	9,220円（前期4,620円・後期4,600円）	
	中北条地区	7,450円（前期3,750円・後期3,700円）	
	中北条地区(江北暗渠)	9,290円（前期4,690円・後期4,600円）	
ハ	ほ場整備事業特別負担金	江北浜東新田場地区 6,590円	平成24年度まで
		国坂地区 9,180円	平成26年度まで

●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくこともできます。全納を希望される方は、6月30日までに改良区に申し出て下さい。

●中北条地区(江北暗渠)の賦課について

平成19年度の工事で、ほ場整備江北地区の暗渠排水管が改修されましたので、同地区の畑総事業特別負担金は「中北条地区(江北暗渠)」として賦課します。

●ほ場整備事業特別負担金について

5期に納めていただいております、ほ場整備事業特別負担金は、江北浜東新田場地区・国坂地区の償還金です。

その他の地区は償還完了しておりますので、5期（11月）の賦課はありません。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、鳥取中央農協（北条支所・大栄支所）・鳥取銀行のみ取り扱っております。組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関及び北条砂丘土地改良区にあります。

●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 組合員の死亡 | 2. 土地の売買・譲渡 |
| 3. 住所や氏名の変更 | 4. 農業者経営移譲年金を受給 |

☆地区除外の取り扱いについて

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 農業振興地域から除外された（以下、「農振外」）農地を除き、基本的に地区除外は認められません。
（畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国・県への補助金返還が必要となります。）
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、及び農振外の農地について下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注)

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

〔平成20年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（10アール当り）	115,196円
2	償還金決済金（10アール当り）	
	イ ほ場整備事業	
	江北浜東新田場地区	14,670円
	国坂地区	30,038円
	□ 畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	66,141円
	下北条地区(松神暗渠)	81,257円
	大栄地区	89,472円
	中北条地区	91,124円
	中北条地区(江北暗渠)	114,262円

※ 中北条地区の農業振興地域から除外された農地（以下「農振外」）は、県営畑総事業の補助事業対象外となります。農振外のままでは更新費用全額負担となり施設更新が困難ですので、改良区では畑総事業完了年度である今年度を最終年度としてかんがい停止する方針です。
（今年のかんがいを停止した11月以降に、止水及び地区除外決済を行う予定です。）

写真で振り返る土地改良



昭和40年初頭の北条砂丘（下神ポンプ場より南を望む）



旧事務所にて役員会（昭和40年代）



ほ場整備事業 下神起工式（昭和46年頃）



昭和47年頃の北条砂丘（天神川から西側）